

橋本市告示第 86 号

橋本市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 8 年 4 月 1 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示

橋本市産後ケア事業実施要綱(令和3年橋本市告示第24号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後			改正前		
(事業の利用可能期間等) 第5条 事業の利用可能期間等は、1回の出産につき、次のとおりとする。 (1) 宿泊型 利用可能期間は産後おおむね <u>1年以内</u> とし、利用単位は <u>24時間</u> を1日とし、利用できる日数は通算6日を限度とする。 (2)・(3) 略 2 略 別表(第10条関係)			(事業の利用可能期間等) 第5条 事業の利用可能期間等は、1回の出産につき、次のとおりとする。 (1) 宿泊型 利用可能期間は産後おおむね <u>2月以内</u> とし、利用単位は <u>午前10時から翌日午前10時までの間</u> を1日とし、利用できる日数は通算6日を限度とする。 (2)・(3) 略 2 略 別表(第10条関係)		
事業種別	世帯区分	利用者自己負担額	事業種別	世帯区分	利用者自己負担額
略	略	略	略	略	略
デイサービス型	住民税課税世帯	1回につき <u>1,000円</u>	デイサービス型	住民税課税世帯	1日につき <u>500円</u>
	住民税非課税世帯	1回につき <u>0円</u>		住民税非課税世帯	1回につき <u>300円</u>
	生活保護世帯	略		生活保護世帯	略
アウトリーチ型	住民税課税世帯	略	アウトリーチ型	住民税課税世帯	略
	住民税非課税世帯	1回につき <u>0円</u>		住民税非課税世帯	1回につき <u>300円</u>
	生活保護世帯	略		生活保護世帯	略

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。